

衆議院議員 丸山ほだか

※本号では、丸山穂高さんの目指す政策などをお伝えします。

7月8日、維新の党、安保法制「独自案」を提出！

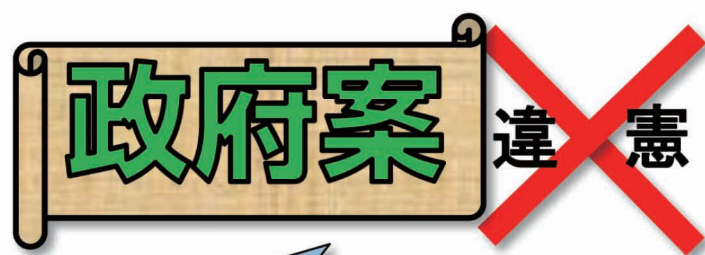
北朝鮮の脅威、中国の存在感も高まり、日本の安全保障体制の見直しは急務。
しかし、法律というものは、当然ながら憲法に適合しなければなりません。

あなたなら、どちらに賛成しますか？



憲法学者や歴代内閣法制局長官が合憲と認定

「旧来の憲法解釈・条文に基づいた立法趣旨に
基づいた解釈に収まっている。」
「これ自体は合憲であるというのが共通の認識。」
(小林節・慶応大名誉教授)



大多数の憲法学者らが違憲と指摘

「現実的にはほとんど制限的作用を果たさない、
まやかしの要件を設定したにすぎない。」
「歯止めはないも同様。」
(大森政輔・元内閣法制局長官)

維新の考え

- 安倍総理が今国会での成立にこだわる政府案は「存立危機事態」というあいまいな要件で集団的自衛権の行使を認めるもの。歯止めが必要です。
- 維新は、責任政党として、違憲の政府案に代わる「合憲の独自案」を提出。
- 「自国防衛」のための自衛権行使、「専守防衛」を徹底します。
- また、誰もが不安に感じる尖閣諸島など離島への脅威にはしっかり対処。政府法制の不備を正すため、「領域警備法」を提出しました。

独自案提出

維新の党はこれまで多くの議論を重ね、他国の戦争に負担しないとの党の理念のもと、自国防衛に徹し、実力行使は憲法の枠内に限定する案を維新独自案として党議決定し、各党に示して協議を求めました。7月8日には国際平和協力支援法案、平和安全整備法案、領域警備法案を国会に提出しました。

7月10日の安全法制特別委員会にて、維新の党提出の独自案に対し審議が行われ、私、丸山穂高も答弁者として法案説明を行いました。

維新の党は、責任政党として違憲の政府案に代わる合憲の独自案について国会における徹底審議を求め、成立を目指します。



7月10日平和安全特別委員会

～維新案と政府案の比較～

	維新案	政府案
憲法適合性	○	×
自衛権行使の要件	武力攻撃危機事態	存立危機事態
海外派兵	できない	ホルムズ海峡の機雷掃海
グレーゾーン事態	領域警備法	法制上の対応なし
周辺事態	米軍に限定 東アジア	米軍に限定しない 地理的制約なし
他国領内における 国際貢献の正当性	国連安保理7章決議に 限定	左に限らず国連の関連決 議を含む
武力行使一体化	非戦闘地域に限定	現に戦闘が行われている現 場を除く地域
防衛出動の承認	専門委員会で実質審議 し国会承認を厳格化	通常の国会承認手続



ポイント解説

維新案は、「存立危機事態」というあいまいな要件に基づく集団的自衛権の行使を認めず、自衛隊の海外派兵もすべて禁止。

自国防衛の徹底を明確化した点が『合憲』と評価されています。

自衛隊の防衛出動時の国会承認も厳格にします。

一方、尖閣諸島などの離島での武力攻撃に至らない「グレーゾーン事態」について、政府法制の不備を正すため、「領域警備法」をしっかりと整備します。

～維新案のポイント～

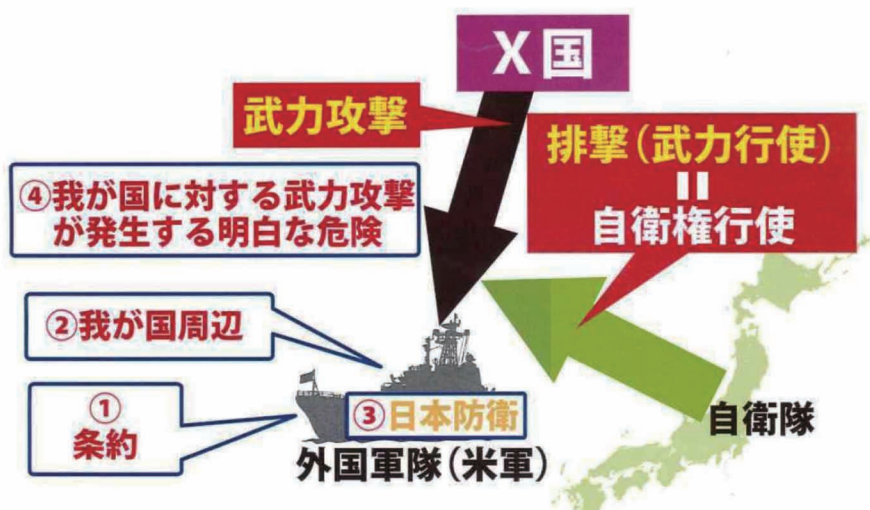


ポイント解説

政府案では、広く「我が国と密接な関係にある他国」（米国に限らず）が武力攻撃を受ければ、必ずしも日本に戦火が及ぶ可能性がなくても、「存立危機事態」として集団的自衛権の行使が可能となるケースがあります。

一方、維新案は「自国防衛」のための米
国とのチームワークによる防衛に徹し、
「他国」の範囲を

- ①条約に基づき
- ②我が国周辺で
- ③日本防衛のために活動する外国の
軍隊、つまり米軍への武力攻撃に
限定した上で、
- ④我が国への武力攻撃が発生する明
白な危険がある場合を「武力攻撃
危機事態」と認定して、憲法の範
囲内で自衛権を行使（武力行使）
できることとしています。



ほだか通信

- 安保号 -

発行元／穂高会

衆議院議員 **丸山ほだか事務所**

〒598-0007

大阪府泉佐野市上町3-10-15-3F

TEL : 072-486-0300

E-mail : office@h-maruyama.jp

FAX : 072-486-0301

HP : http://www.h-maruyama.jp

<各お問合せ・お申込みは、こちらまでお気軽にご連絡ください。>